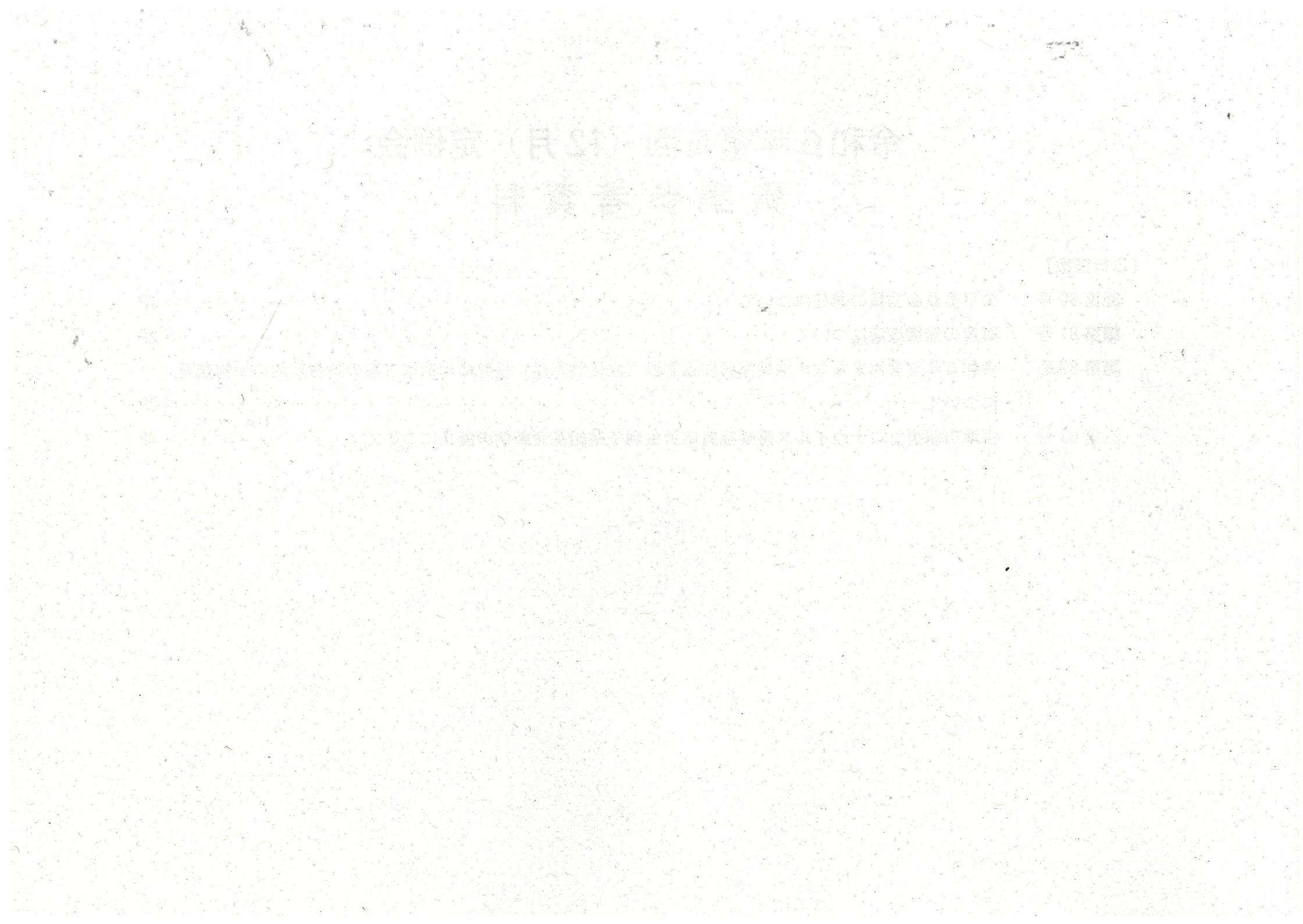


令和6年第5回（12月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 80 号	公平委員会委員の選任について	1P
議第 81 号	財産の無償譲渡について	2P
議第 82 号	令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事の請負契約の一部変更 について	3P
議第 83 号	宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例の廃止について	4P



議案参考資料
令和6年12月定例会

議第80号

公平委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

公平委員会委員3人のうち1人の任期（4年）が、12月6日で満了となるため、委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

【選任予定者】

氏名	豊浦 嘉治（とようら よしはる）
生年月日	昭和39年3月4日
住所	宮津市字杉末1510番地
任期	令和6年12月7日～令和10年12月6日
その他	再任（現在1期目）

◆参考【非改選委員】

福井 栄子 令和3年12月18日～令和7年12月17日 (1期目)
桐村 圭子 令和4年9月1日～令和8年8月31日 (1期目)

【政策等の背景・提案までの経過】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

議第80号

議案参考資料
令和6年12月定例会

議第81号

財産の無償譲渡について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

昭和57年に整備を行った文珠公衆便所は、老朽化が著しく、またバリアフリー化ができていないなど、利用頻度が低いため、宮津市公共施設再編方針書において、「概ね5年以内に譲渡若しくは除却する」とこととしている。今般、文珠自治会へ文珠公衆便所を譲渡することについて協議が整ったことから、この方針に基づき、当該施設を令和7年1月4日（予定日）に文珠自治会へ無償譲渡するもの。

なお、自治会では、地元事業者等と連携し、譲渡を受けた公衆便所を新たに観光トイレとして転換を図る意向。

◆提案の概要

- ・譲渡の目的：宮津市公共施設再編方針書に基づく施設の再編
- ・所在地：宮津市字文珠地内
- ・譲渡する財産

〔財産〕 文珠公衆便所

(コンクリートブロック造平屋建 10.6m²)

- ・譲渡の相手先

文珠自治会 自治会長 山崎 勉

◆提案の根拠法令

地方自治法第96条第1項第6号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市公共施設再編方針書

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・S57 : 文珠公衆便所の整備
- ・R2.9 : 宮津市公共施設再生方針書策定
文珠公衆便所については譲渡・除却の方針
- ・R6.11 : 文珠自治会と文珠公衆便所の無償譲渡に係る仮契約の締結(譲渡議案へ)

【市民参加の状況】

- ・自治会が地元事業者等と連携して、新たに観光トイレ（天橋立を訪れる観光客等の利用を想定したトイレ）の整備・管理運営を行う。

【政策等の効果及び費用】

公共施設再編方針書に基づき、老朽化の著しい公衆便所を廃止することができる。一方、観光地として、土産物店、飲食店、駐車場等の観光施設が多く存在する立地の中で、地域として新たな観光トイレを整備することができる。

- ・公共施設再編方針に基づく施設譲渡負担金（12月補正予算）

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 484千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

市民環境課課 環境衛生係 (45-1617)

議案参考資料
令和6年12月定例会

議第82号

令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事の請負契約の一部変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第2条の規定により、令和6年5月29日に議会の議決を経て請負契約を締結した「令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事」について、その契約の金額を1,000万円を超えて変更したいので、議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

「令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事」
 1 契約の金額 変更後 303,908,000円 (23,786,400円の増額)
 2 契約の相手方 宮津市宇須津471番地の1
 3 工事期間 金下建設株式会社 代表取締役社長 金下 昌司
 4 主な変更内容 令和6年5月30日～令和7年3月26日
 補修が必要な箇所の数量が増えたことや、新たに劣化・破損が確認されたものの取替が必要となったことによる変更
 ○壁コンクリート欠損部・床クラック補修の増
 ○ドレンチャー設備取替、漏水対策工事等一式

【政策等の背景・提案までの経過】

- R4 長寿命化対策のための劣化度調査及び実施設計
- R5 長寿命化工事実施（1年目：外装ルーバー撤去、外壁塗装等）
- R6.5.29 工事請負契約の締結（請負金額280,121,600円）
- R6.5.30 工事着手（2年目：内装、建具、設備改修等）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 市街地中心部の「道の駅」機能の充実
- 利用者の安全性の確保と利便性向上

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 330,000千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

宮津市公共施設個別施設計画

担当課・係

商工観光課 商工係 (45-1663)

添付資料

議第82号

議案参考資料
令和6年12月定例会

議第83号

宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例
の廃止について

区分

条例の廃止

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営状況が悪化した市内の中小企業者の資金繰り支援として実施した利子補給事業の終了に伴い、当該基金を廃止するもの。

◆提案の概要

- ・宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例の廃止

◆施行日

- ・令和7年4月1日

《参考》

利子補給事業の財源としていた基金は国の地方創生臨時交付金を活用したものであり、残額等を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき国庫返還する。

※新型コロナウイルス対応資金利子補給基金積立金残額 217,080円

【政策等の背景・提案までの経過】

R2.4月：新型コロナウイルス対応資金特別支援事業の申請受付開始

R3.3月：R3以降の利子補給事業に充当するため基金造成

※地方創生臨時交付金を活用し4,000千円を積立

R5.12月：最大3年間の利子補給が終了（217千円の残）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

<基金取崩実績額>

利子補給事業 (R5年度11件) 429,035円

利子補給事業 (R4年度14件) 1,423,891円

利子補給事業 (R3年度16件) 1,930,000円

計 3,782,926円 (基金利子6円)

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

担当課・係

添付資料

商工観光課商工係 (45-1663)